

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



悪天候や天災によるランニングイベント中止による参加費用の補償を備えたい方に

団体総合生活補償保険

令和3年8月以降保険始期用

RUNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～



ランニングイベント参加申込締切日の翌々日以降、
ランニングイベント開催までの保険責任期間中のケガによる死亡・後遺障害のほか、
悪天候や天災によりイベントが中止になった場合でも、
イベント規約に基づき払い戻されない参加費用を補償します。



補償内容 1 悪天候や天災によるイベント中止

悪天候や天災によるランニングイベント中止かつイベント規約に基づき参加費用が払い戻されない場合に、参加費用相当額のランニングイベント中止時参加費用保険金をお支払いします。

※悪天候^(注)もしくは天災またはこれらのおそれによるイベント中止以外は補償対象となりません。

<補償対象外の例>

新型コロナウイルス感染症拡大 / イベント参加者不足 / 主催者が道路使用許可取得を失念 / 猛暑のため熱中症リスクが増大 / 公共交通機関の遅延 など



(注) 悪天候とは、降雨、降雪、落雷および強風等の気象現象をいいます。



補償内容 2 ケガによる死亡

保険責任期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて
180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金をお支払いします。



補償内容 3 ケガによる後遺障害

保険責任期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて
180日以内に約款所定の後遺障害（第1～3級）が発生した場合に、
傷害後遺障害保険金をお支払いします。



※傷害後遺障害等級第1～3級限定補償特約がセットされます。



保険金額

保険金の種類	保険金額
ランニングイベント中止時参加費用保険金	被保険者が負担したイベント参加費用※
傷害死亡・後遺障害保険金	5万円

※イベントへの参加に付随して発生する交通費や宿泊費等のオプション代および諸手数料を除きます。



保険責任期間

補償は、参加申込締切日翌々日の午前0時に始まり、競技種目の開催時刻に終了します。



補償の対象となる方

この保険契約の補償の対象となる方は、日本国内のランニングイベントを申し込み、
参加費用を主催者に支払った方ご本人となります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



お支払いする保険金および費用保険金のご説明

RUNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■ 被保険者の範囲

この保険契約の被保険者は、日本国内のランニングイベントを申し込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方ご本人となります。

■ 保険期間

申し込んだ大会の締切日翌々日の午前0時から、その大会の開催時刻（複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします）までとなります。

■ ケガの補償内容

傷害補償（MS & A D型）特約の補償内容は次のとおりです。被保険者が被った急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうちそれが状態である状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 被保険者の脳疾患、病気または心臓喪失</p> <p>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的見解所見のないもの※2</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（※2）をしている間」を除きます）</p> <p>イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うことを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③ 被保険者が山岳登山（ヒックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など</p> <p>（※1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>（※2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>
傷害後遺障害保険金	<p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（78%～100%）</p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	

■ 参加費用の補償内容 **補償重複**

ランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約の補償内容は次のとおりです。

- (注) 競技種目とは、被保険者が事前に参加登録したランニングイベントにおける競技および参加資格ごとの各競技種目のうち、イベント規約に従って主催者から参加を認められた保険証券記載の競技種目をいいます。
- (注) 参加費用とは、ランニングイベントの参加権を得るために被保険者がイベント規約に従って主催者に対して支払う費用をいい、ランニングイベントへの参加に付随して発生する交通費や宿泊費等のオプション代および諸手数料を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ランニングイベント中止時参加費用保険金	<p>(1)悪天候(*1)もしくは天災(*2)またはこれらのおそれによって、次のいずれかに該当し、競技種目において主催者がその中止(*3)および参加費用の払戻しを行わないことを公表した場合に、その参加費用に対して、被保険者に保険金を支払います。</p> <p>①悪天候もしくは天災またはこれらのおそれに随伴して発生した事象により競技種目が行われる会場またはコースが使用不能(*4)になること。</p> <p>②競技種目において使用する建物、設備またはコースが損壊すること。</p> <p>③上記①または②以外の場合において、主催者によりランニングイベントの開催が危険と判断されること。</p> <p>(2)保険金を支払うのは、次のすべてに該当する場合に限ります。</p> <p>①上記(1)の費用が発生する原因となった中止を公表した時が、保険証券記載の各被保険者に対する始期時刻から保険証券記載の期日におけるその競技種目の開催時刻まで(*5)であった場合</p> <p>②主催者によって競技種目を中止する理由が明確に公表された場合</p> <p>(*1) 降雨、降雪、落雷および強風等の気象現象（気温や湿度の状態を含みません）をいいます。</p> <p>(*2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。</p> <p>(*3) 中止とは、保険証券記載の期日に競技種目の全過程が行われないものうち、次回開催時や他の競技種目への参加資格が無償で与えられないものをいい、名目が延期であるものを含みます。</p> <p>(*4) 使用不能には、会場またはコースの使用許可が取り消された場合を含みます。</p> <p>(*5) 複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">払い戻されない参加費用の額</div> <p>※ 参加費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 競技種目の参加費用を払い込んだ後に、第三者により参加費用全額を補てんされた場合、この特約は失効します。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、参加費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、参加費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 参加費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>競技種目の開始時刻(*)を過ぎてからのイベント中止</p> <p>(*) 複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします。</p>



契約概要のご説明

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社、株式会社アールビーズを保険契約者・取扱代理店とし、日本国内のランニングイベントを申込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方を被保険者（補償の対象となる方）とする包括契約です。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約またはWeb契約証（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）普通保険約款・特約、Web契約証はRUNNET Myページ画面より確認いただけます。
- RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～はランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約をセットした団体総合生活補償保険（MS & A D型）のペットネームです。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～は、次のとおり構成されています。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	セットされる主な特約
ケガの補償（注）	傷害補償(MS & A D型)特約	・傷害後遺障害等級第1～3級限定補償特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
参加費用の補償	ランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約	—

（注）RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～では、ケガによる死亡・後遺障害を補償し、入院・通院の補償はありません。

(2) 被保険者の範囲

この保険契約の被保険者は、日本国内のランニングイベントを申し込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方ご本人のみとなります。

2 基本となる補償等

(1) 基本となる補償と主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。

詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

お客様の保険金額については、エントリー画面 STEP 2の「RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～」等をご確認ください。

(3) 保険期間

保険期間は、該当する大会の締切日翌々日の午前0時から、その競技種目の開催時刻（注）までとなります。お客様の保険期間については、エントリー画面 STEP 2の「RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～」等をご確認ください。

（注）複数日にわたる競技種目の場合は、初日の開催時刻とします。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料はエントリー画面 STEP 2の「RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～」等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客様の保険料の払込方法等については、エントリー画面 STEP 2の「支払方法の選択」をご確認ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、引受保険会社までご連絡ください。なお、解約されても保険料は返還しません。

詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。



お問い合わせ窓口

- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳細は普通保険約款・特約またはWeb契約証などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。この保険は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受保険会社、株式会社アールビーズを保険契約者・取扱代理店とし、日本国内のランニングイベントを申込み、かつ、参加費用を主催者に支払った方を加入者および被保険者（補償の対象となる方）とする包括契約です。
- RUNNET 大会中止保険～悪天候・天災時補償～はランニングイベント中止時参加費用補償（悪天候・天災補償）特約をセットした団体総合生活補償保険（MS&AD型）のペットネームです。

保険商品・契約内容・事故が起こった場合に関するお問い合わせ

【取扱代理店】 株式会社アールビーズ
【住所】 東京都渋谷区神宮前2-4-12 DT外苑
【電話番号】 03-6804-5240 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合 ・事故が起こった場合

あいおいニッセイ同和損保
名古屋企業営業第一部営業第一課

052-563-9431（有料）

- 受付時間 平日9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- 事故が起こった場合、遅滞なくご連絡ください。
- おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

[ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808

- 受付時間 [平日9:15～17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。I P 電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

(2021年9月承認) A21-102136